

# 未来につなぐ相続登記をしませんか？

## 相続登記が義務化されます！

- 所有者不明土地問題の解決に向けて民法、不動産登記法が改正され、**令和6年4月1日から**相続登記が義務化されます。
- 不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から**3年以内に相続登記**を申請しなければなりません（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり。）。
- 相続登記せずにそのまま放置していると…  
さらに相続が発生し、相続人が増え、権利関係が複雑になる。  
相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。  
遺産分割に協力しない、又はできない相続人が出てくる。  
不動産の処分（売買など）が難しくなる。  
公的買収や災害復興の妨げとなる。

詳しくはこちら▶



## 相続登記に関する手続及び相談窓口

- 法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」
- 法務局ホームページ「不動産登記申請手続」
- 熊本地方法務局ホームページ「登記手続のご案内」（予約制）
- 熊本県司法書士会相続センター 共通予約電話番号 [096-372-2525](tel:096-372-2525) (初回相談無料)

相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

## 「法定相続情報証明制度」について

相続発生後、法務局や金融機関など多くの窓口で手続を行う際に、亡くなられた方等の戸除籍謄本等の提出を求められることがあります。

「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸除籍謄本等と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を作成して提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するという制度です。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本等の証明書の束を何組も取得する必要がなくなります。

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください（手続案内は予約制です。）。

「熊本地方法務局ホームページ」もご覧ください。

\*相続手続で必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先の各機関にご照会ください。

## 「自筆証書遺言書保管制度」について

令和2年7月10日から、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度が始まりました。



【自筆証書遺言書を自宅で保管する場合】

- 遺言書が紛失・亡失するおそれがある
- 相続人による廃棄、隠匿、改ざんのおそれがある
- これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある



【法務局で保管する利点・効果】

- 全国一律のサービスを提供できる
- プライバシーを確保できる
- 遺言書の紛失や隠匿等が防止できる
- 遺言書の存在の把握が容易
- 家庭裁判所での検認が不要

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください（手続は予約制です。）。

「熊本法務局ホームページ」もご覧ください。



詳しくはこちら▶

熊本地方法務局

(令和4年3月)

## 地域の活性化

### 相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

## 安全・安心なくらし

### 相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



## 未来につなぐ

### 相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

## 産業の推進

### 相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続登記に関する手続きの案内は

--

--

--